

# 公 告

分任契約担当官  
陸上自衛隊北海道補給処  
調達会計部長 早瀬 英俊

以下のとおり一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」及び「契約条項」を承知のうえ参加されたい。

## 1 入札事項

契約実施計画番号	調 達 要 求 番 号	物 品 番 号	仕 様 書 番 号				
4MCE1AA00120	4MCQ1AD0001 0001	913029901245	DPS-K2204E(2)				
品名 または 件名							
自動車ガソリン ほか2件							
部品番号 または 規格							
仕様書のとおり、種類2号、納入区分バルク（無鉛）							
使用器材名							
数 量	単 位	銘 柄	使 用 期 限 等	グ ル ー プ	指 定	検 査	包 装
4.00	KL						
納地または工事場所				引 渡 場 所			
各地							
搬 入 場 所				納 期 ま た は 工 期			
				令和6年6月28日（金）			

上記項目を含む要求品目の内容については、品目等内訳書に記載する。

## 2 競争参加資格

次のいずれかであること

全省庁統一資格の「物品の販売」に係る等級がA、B、C、D等級であること

ただし、細部は注意事項による。

## 3 契約条項を示す場所

陸上自衛隊北海道補給処 調達会計部 契約課事務室

## 4 説明会及び入札執行の日時場所

説明会日時場所：

入札日時場所：令和6年5月21日（火）10時00分 北海道補給処調達会計部入札室

## 5 保証金

入札保証金：免除 契約保証金：免除

## 6 落札決定方式及び契約方式

落札決定方式：品目別総額 契約方式：一般競争

## 7 注意事項

### (1) 競争に参加する者に必要な資格に関する事項

ア 予算決算及び会計令（昭和22年勅令165号）第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

イ 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。

ウ 全省庁統一資格において北海道地域に競争参加資格を有する者であること。

エ 契約担当官から又は防衛省としての指名停止等の措置を受けている者でないこと。

オ 下記の「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等」に該当しない者であること。

### (2) 落札決定方法

ア 品目別総額により決定する。

イ 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

なお、同額の場合は抽選とする。

### (3) 入札の無効

ア 注意事項第1項に示した競争に参加する者に必要な資格のない者のした入札

イ 入札に関する条件に違反した入札

ウ 入札金額が判別し難い入札書、入札者及び担当者の氏名、連絡先の記載がない入札書

エ 入札開始時刻に遅れたもの、又は郵便入札において本公告に示す期限を過ぎて到着した入札書

オ 電話、電報及びFAXによる入札

カ 暴力団排除に関する誓約を実施していない者の入札及び誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合

(4) 契約書作成の要否

落札決定後、関係法令等に基づき契約書を作成し、物品売買契約条項、談合等の不正行為に関する特約条項、暴力団排除に関する特約条項を付する。

(5) その他

ア 入札書の記載要領等

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税法で規定する消費税率に相当する金額（当該金額に1円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てるものとする。）を加算したもって契約価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約金額から消費税法で規定する消費税率に基づく消費税に相当する金額を差し引いた金額を記載する。

なお、落札決定は、消費税抜きの金額で決定する。

イ 郵便入札

(7) 郵便による入札参加を推奨（インフルエンザ等感染防止のため。）

(4) 郵便入札の要領等

a 送付先

〒061-1393 恵庭市西島松308  
陸上自衛隊北海道補給処調達会計部契約課

b 送付期限

令和6年5月20日（月）17時00分（必着）

ウ 送付要領

(7) 入札書は「件名〇〇〇〇入札書在中」と朱書きされた小封筒の中に入れて封印する。

(4) 上記の入札書が入った小封筒と資格決定通知書（写）を郵送用封筒に入れて書留郵便又はメール便にて送付する。

エ 到着の確認

郵送により入札を行う者は、発送した後契約課担当者に到着の確認を行うものとする。

(6) 再度入札

ア 郵便による入札者がいない場合、直ちに実施する。

イ 郵便による入札者がいる場合

(7) 再度入札の実施日時

令和6年5月23日（木）13時30分

(4) 郵便入札の要領

a 送付期限

令和6年5月22日（水）17時00分（必着）

b その他の要領

初度の入札と同様とする。

(7) 提出書類

ア 資格決定通知書に関し、本年度初めて当補給処の入札に参加する者又は記載内容に変更のあった者は、当該「写」を入札開始までに提出すること。（FAX可）

イ 代表者以外の入札者は、委任状を入札開始までに提出すること。

(8) 入札に関する問合わせ先

ア 仕様書に関する事項

〒061-1393 恵庭市西島松308  
陸上自衛隊北海道補給処 装備計画部 需品課 担当：金森（かなもり）  
電話 0123-36-8611（内線5903）

イ 入札及び契約等に関する事項

〒061-1393 恵庭市西島松308  
陸上自衛隊北海道補給処 調達会計部 契約課 担当：安保（あんぼ）  
電話 0123-36-8611（内線5342）  
FAX 0123-36-8719（直通）

(10) 公告掲示場所

ア 掲示板

(7) 島松駐屯地

(4) 恵庭、千歳、札幌各商工会議所

イ 北海道補給処ホームページ

<http://www.mod.go.jp/gsdf/nae/nadep/dep.html>

(11) 公告掲示期間

令和6年4月11日～令和6年5月21日



## 装備品等及び役務の調達に係る指名停止等

- 1 防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- 2 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- 3 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。
- 4 第2号の「資本関係又は人的関係にある」場合とは、次に定める基準のいずれかに該当する場合をいう。
  - (1) 資本関係がある場合  
次のア又はイに該当する二者の場合。ただし、アについては子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号及び会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は、イについて子会社の一方が会社更生法、（昭和27年法律第172号）第2条第7項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続（以下「再生手続」という。）が存続中の会社である場合を除く。  
ア 親会社（会社法第2条4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合  
イ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合
  - (2) 人的関係がある場合  
次のア又はイに該当する二者の場合。ただし、アについては、更生会社又は再生手続存続中の会社である場合は除く  
ア 一方の会社の役員（常勤又は非常勤の取締役、会計参与、監査役、執行役、理事、監事その他これらに準ずる者をしていい社外役員を除く。以下の号において同じ。）が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合  
イ 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合
  - (3) (1)及び(2)に掲げる場合のほか、資本構成又は人的構成において関連性のある一方の会社による落札が他方の会社に係る指名停止等の設置の効果を事実上減殺するなど(1)又は(2)に掲げる場合と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合



防衛省仕様書改正票

D S P  
K 2204E(2)

自動車ガソリン  
(GASOLINE, AUTOMOTIVE)

制定 昭和47年4月13日  
改正 令和 2年8月21日

この改正票は、DSP K 2204E(自動車ガソリン)についてのものであり、DSP K 2204E(1)を含め累積記載されている。この改正票は、DSP K 2204Eと併用される。

1.4 a) を次のように改める。

a) 規格

J I S K 2 2 0 2 自動車ガソリン  
J I S K 2 2 4 9 - 1 原油及び石油製品－密度の求め方－第1部:振動法  
J I S K 2 2 4 9 - 2 原油及び石油製品－密度の求め方－第2部:浮ひよう法  
J I S K 2 2 4 9 - 3 原油及び石油製品－密度の求め方－第3部:ピクノメータ法  
J I S K 2 2 4 9 - 4 原油及び石油製品－密度の求め方－第4部:密度・質量・容量換算表  
N D S Z 0 0 0 1 包装の総則

1.4 c) 法令等 中

“工業標準化法(昭和24年法律第185号)”を  
“産業標準化法(昭和24年法律第185号)”に改める。

5 その他の指示を次のように改める。

5 その他の指示

5.1 測定結果

測定結果は、J I S K 2 2 4 9 - 1, J I S K 2 2 4 9 - 2, J I S K 2 2 4 9 - 3又はJ I S K 2 2 4 9 - 4によつて、密度(15℃)g/cm<sup>3</sup>を測定した結果とする。

5.2 成績書等

成績書等は、次による。

- a) 産業標準化法第19条第1項の規定に基づく表示(J I S K 2 2 0 2に該当するものであることの表示)の許可を受けているものについては、社内試験成績書とする。
- b) 5.2 a) 以外のものについては、揮発油等の品質の確保に関する法律第16条の2第1項、第17条の3第2項及び第17条の4第3項の規定に基づき告示された分析機関の品質保証資料とする。



防衛省仕様書  
自動車ガソリン  
(GASOLINE, AUTOMOTIVE)

D S P  
K 2204E  
制定 昭和 47. 4. 13  
改正 平成 21. 4. 13

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、自動車の内燃機関又はこれに類似した内燃機関の燃料として使用する自動車ガソリンについて規定する。

1.2 種類

種類は、表1による。

表1-種類

種類	物品番号	納入区分	注記
1号	9130-161-8672-5	バルク	J I S K 2202の1号のもの。
	9130-161-8673-5	ドラム	
2号	9130-299-0124-5	バルク	J I S K 2202の2号のもの。
	9130-299-0125-5	ドラム	

1.3 製品の呼び方

製品の呼び方は、仕様書の名称及び種類による。

例 自動車ガソリン 1号

1.4 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a) 規格

J I S K 2202 自動車ガソリン

J I S K 2249 原油及び石油製品一密度試験方法及び密度・質量・容量換算表

N D S Z 0001 包装の総則

b) 仕様書

D S P Z 1002 鋼製ドラム, 200L

c) 法令等

工業標準化法(昭和24年法律第185号)

揮発油等の品質の確保等に関する法律(昭和51年法律第88号)

2 製品に関する要求

品質は、次による。

a) 1号は、J I S K 2202の1号による。

b) 2号は、J I S K 2202の2号による。

3 品質保証

検査は、J I S K 2202によるものとし、それぞれ品質の規定に適合しなければならない。

2.

K 2204E

#### 4 出荷条件

##### 4.1 容器

容器は、DSP Z 1002に規定する銅製ドラムとする。防衛省のドラムに入れて納入する場合は、所要の修理及び完全な洗浄を行い、その外面塗装は、DSP Z 1002 に規定する塗料、塗色とする。

##### 4.2 表示

表示は、NDS Z 0001による。ただし、陸上・海上・航空各自衛隊の標識は、“防衛省”と替えて表示する。

なお、特にドラム胴部に標識線を施す場合は、調達要領指定書により指定するものとする。

##### 4.3 納入単位

納入単位は、15℃における容量(L)とする。ただし、バルク調達のうちタンクローリーで納入する際は、特に指定しない限り、温度換算は行わないものとする。

#### 5 その他の指示

納入の際、以下の成績書等を提出するものとする。

##### 5.1 測定結果

測定結果は、JIS K 2249によって、密度(15℃)g/cm<sup>3</sup>を測定した結果とする。

##### 5.2 成績書等

成績書等は、次による。

- a) 工業標準化法第19条第1項の規定に基づく表示(JIS K 2202に該当するものであることの表示)の許可を受けているものについては、社内試験成績書とする。
- b) 前 a) 以外のものについては、揮発油等の品質の確保等に関する法律第16条の2第1項、第17条の3第2項及び第17条の4第3項の規定に基づき告示された分析機関の品質保証資料とする。

防衛省仕様書改正票

D S P

Z 1002F(2)

鋼製ドラム, 200L

制定 昭和44年 3月15日

改正 令和 3年11月29日

(DRUM, SHIPPING AND STORAGE)

この改正票は, DSP Z 1002F (鋼製ドラム, 200L) についてのもの  
であり, DSP Z 1002F (1) を含め累積記載されている。この改正票は  
DSP Z 1002F と併用される。

1.4 a) 規格 中

“JIS K 5600-7-7 塗料一般試験方法-第7部:塗膜の長期耐久性-第7節:促進耐候性(キセノンランプ法)”を“JIS K 5600-7-7 塗料一般試験方法-第7部:塗膜の長期耐久性-第7節:促進耐候性及び促進耐光性(キセノンランプ法)”に

“JIS Z 1601 鋼性タイトヘッドドラム”を“JIS Z 1601 鋼製タイトヘッドドラム”に改める。

1.4 b) 法令等 中 “工業標準化法(昭和24年法律第185号)”を“産業標準化法(昭和24年法律第185号)”に改める。

2.1 認定 中 “工業標準化法(昭和24年法律第185号)”を“産業標準化法(昭和24年法律第185号)”に改める。

3 品質保証 を次のように改める。

3 品質保証

検査は, 表 2 によるほか, 契約担当官等の定める監督及び検査実施要領による。



表 2 — 品質保証

検査項目		試験方法	判定基準	
材料		—	2.2の規定による。	
構造・形状・寸法・容量・質量			2.3の規定による。	
口金			2.4の規定による。	
塗装			2.5の規定による。	
品質	外観		2.6の規定による。	
	性能	危険物船舶運送及び貯蔵規則第113条に基づいて、登録検査機関 <sup>2)</sup> が定めた「危険物の容器及び包装の検査試験基準(小型容器)」による。(以下、危険物の容器及び包装の検査試験基準(小型容器)という。)	危険物の容器及び包装の検査試験基準(小型容器)の規定による。	
				気密性
				落下強度
耐圧(水圧)性				
	積重ね強度			
製品の表示		—	2.7の規定による。	
注 <sup>2)</sup> (一財)日本舶用品検定協会				

4.1 承認用見本等 を次のように改める。

4.1 承認用見本等

契約の相手方は、外面塗装に産業標準化法に基づく認証を受けていない同等品を使用する場合は、外面塗料の製品検査証明書又はこれに準ずるもの<sup>3)</sup>を契約担当官等に3部提出するものとする。また、特に調達要領指定書によって指定する場合は、外面塗料の色見本(200mm×50mmのブリキ板に塗装を施したものを)を3部提出し、承認を得なければならない。

注<sup>3)</sup> フタル酸樹脂エナメルの場合は、J I S K 5 5 7 2 の試験項目のうち、耐屈曲性、引っかかり硬度(鉛筆法)、耐水性、耐酸性及び促進耐候性の試験結果が記載されていなければならない。アミノアルキド樹脂塗料の場合は、J I S K 5 6 5 1 の試験項目のうち、付着性(クロスカット値)、耐衝撃性(デュボン式)、鉛筆引っかかり値(試験器法)、耐屈曲性、耐水性、耐アルカリ性、耐酸性、耐塩水噴霧性及び促進耐候性及び促進耐光性(キセノンランプ法)の試験結果が記載されていなければならない。

4.2 提出書類 b) を次のように改める。

b) 契約の相手方は、危険物輸送容器に該当する場合は、(一財)日本舶用品検定協会の発行した危険物容器検査証又はその写しを納入場所に1部提出するものとする。

原案作成部課等名 を次のとおり改める。

原案作成部課等名: 航空自衛隊 補給本部 需品部

# 防衛省仕様書

D S P

Z 1002F

制定 昭和44. 3. 15

改正 平成22. 12. 28

## 鋼製ドラム, 200L

(DRUM, SHIPPING AND STORAGE)

### 1 総則

#### 1.1 適用範囲

この仕様書は、石油又はこれと類似の非腐食性液体の貯蔵及び輸送に容器として用いる呼び容量200 Lの鋼製ドラム(以下、ドラムという。)について規定する。

#### 1.2 種類

種類は、表1による。

表1-種類

種類	物品番号
1.2 mm	8110-162-2114-5
1.6 mm	8110-011-9953-5

#### 1.3 製品の呼び方

製品の呼び方は、仕様書の名称及び種類による。

例 鋼製ドラム, 200 L, 1.2 mm

#### 1.4 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

##### a) 規格

J I S K 5572 フタル酸樹脂エナメル

J I S K 5600-5-1 塗料一般試験方法-第5部:塗膜の機械的性質-第1節:耐屈曲性(円筒形マンドレル法)

J I S K 5600-5-3 塗料一般試験方法-第5部:塗膜の機械的性質-第3節:耐おもり落下性

J I S K 5600-5-4 塗料一般試験方法-第5部:塗膜の機械的性質-第4節:引っかき硬度(鉛筆法)

J I S K 5600-5-6 塗料一般試験方法-第5部:塗膜の機械的性質-第6節:付着性(クロスカット法)

J I S K 5600-6-1 塗料一般試験方法-第6部:塗膜の化学的性質-第1節:耐液体性(一般的方法)

J I S K 5600-6-2 塗料一般試験方法-第6部:塗膜の化学的性質-第2節:耐液体性(水浸せき法)

J I S K 5600-7-1 塗料一般試験方法-第7部:塗膜の長期耐久性-第1節:耐中性塩水噴霧性

J I S K 5600-7-7 塗料一般試験方法-第7部:塗膜の長期耐久性-第7節:促進耐候性(キセノンランプ法)

J I S K 5651 アミノアルキド樹脂塗料

J I S Z 1601 鋼性タイトヘッドドラム

J I S Z 1604 鋼製ドラム用口金

N D S Z 8201 標準色

##### b) 法令等

工業標準化法(昭和24年法律第185号)

## 危険物船舶運送及び貯蔵規則(昭和32年運輸省令第30号)

## 2 製品に関する要求

## 2.1 認定

この仕様書で調達される製品は、工業標準化法(昭和24年法律第185号)の第19条第1項の規定に基づく表示<sup>1)</sup>の許可を受けたものであるとともに、特に調達要領指定書によって指定する場合を除き、危険物船舶運送及び貯蔵規則第113条の規定に基づく検査に合格した容器でなければならない。

注<sup>1)</sup> J I S Z 1 6 0 1 に該当するものであることの表示。

## 2.2 材料

材料は、J I S Z 1 6 0 1 による。ただし、塗料については J I S K 5 5 7 2 の2種若しくは J I S K 5 6 5 1 の2種2号又はこれらの同等品とし、塗色は N D S Z 8 2 0 1 の色番号2314 OD色とする。

## 2.3 構造・形状・寸法・容量・質量

構造、形状、寸法、容量及び質量は、J I S Z 1 6 0 1 のドラムタイプC M級及びドラムタイプC H級の溶接ドラムのものによる。ただし、ドラム(ドラムタイプC H級)の胴体と天板及び地板は、ダブルシームで巻き締めをし、溶接により接合したものとする。

## 2.4 口金

口金は、J I S Z 1 6 0 4 の附属書Cで規定された、G2(大)及びG<sup>3</sup>/<sub>4</sub>(小)を用いる。プラグは、鋼製プラグ(ユニクロめっき)とし、フランジ(ユニクロめっき)は圧入形とする。

## 2.5 塗装

塗装は、J I S Z 1 6 0 1 による。ただし、外面には、2.2の塗料を塗装するものとし、乾燥塗膜の厚さは、10 μm ~ 25 μmとする。

## 2.6 品質

品質は、J I S Z 1 6 0 1 による。

## 2.7 製品の表示

製品の表示は、J I S Z 1 6 0 1 によるほか、危険物船舶運送及び貯蔵規則第113条の規定に基づく検査に合格した容器(以下、危険物輸送容器という。)は、効力を有する表示をドラム胴体及び地板の見やすい位置に表示する。

## 3 品質保証

検査は、表2によるほか、契約担当官等の定める監督及び検査実施要領による。

表2—品質保証

検査項目		試験方法	判定基準	
材料		—	2.2の規定による。	
構造・形状・寸法・容量・質量			2.3の規定による。	
口金			2.4の規定による。	
塗装			2.5の規定による。	
品質			2.6の規定による。	
品質	外観	J I S Z 1 6 0 1 による。	J I S Z 1 6 0 1 の附属書1(規定)による。	
	性能			気密性
	落下強度			
	耐圧性			



表2－品質保証(続き)

検査項目			試験方法	判定基準
品質	性 能	積重ね強度	J I S Z 1 6 0 1による。	J I S Z 1 6 0 1の附属書1(規定)による。
			—	2.7の規定による。

#### 4 その他の指示

##### 4.1 承認用見本等

契約の相手方は、外面塗装に工業標準化法に基づく認証を受けていない同等品を使用する場合は、外面塗料の製品検査証明書又はこれに準ずるもの<sup>2)</sup>を契約担当官等に3部提出するものとする。また、特に調達要領指定書によって指定する場合は、外面塗料の色見本(200 mm×50 mmのブリキ板に塗装を施したもの。)を3部提出し、承認を得なければならない。

注<sup>2)</sup> フタル酸樹脂エナメルの場合は、J I S K 5 5 7 2の試験項目のうち、耐屈曲性、引っかき硬度(鉛筆法)、耐水性、耐酸性及び促進耐候性の試験結果が記載されていなければならない。アミノアルキド樹脂塗料の場合は、J I S K 5 6 5 1の試験項目のうち、付着性(クロスカット値)、耐衝撃性(デュボン式)、鉛筆引っかき値(試験器法)、耐屈曲性、耐水性、耐アルカリ性、耐酸性、耐塩水噴霧性及び促進耐候性(キセノンランプ法)の試験結果が記載されていなければならない。

##### 4.2 提出書類

提出書類は、次による。

- a) 契約の相手方は、J I S Z 1 6 0 1に基づく品質証明書及び社内試験成績書の写しを納入場所に1部提出するものとする。
- b) 契約の相手方は、危険物輸送容器に該当する場合は、(財)日本舶用品検定協会の発行した危険物容器検査証又はその写しを納入場所に1部提出するものとする。